

秋田県公報

目 次

ページ

規 則

- 単純労務の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則(六〇・人事課)……………1
- 農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則(六一・団体指導室)……………1
- 秋田県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則(六一・都市計画課)……………1
- 産業廃棄物処理計画及び同実施状況報告の公表(四九九・環境整備課)……………1
- 特別管理産業廃棄物処理計画及び同実施状況報告の公表(四九九・環境整備課)……………1
- 道路区域の変更(五〇〇・五〇一・道路課)……………2
- 建築基準法による道路位置の指定(五〇二・由利地域振興局建設部)……………2
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)……………3
- 県有財産の売り払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課)……………3

規 則

単純労務の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十号

単純労務の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則

単純労務の職員の給与の基準を定める規則(昭和三十二年秋田県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十一号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則(平成十九年秋田県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 新旧条文の対照表

第三十七条の見出し中「仮理事」を「一時理事の職務を行うべき者」に改め、同条第一項中「第七十三条第二項において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号 第五十六条)」を「第七十二条の十二の六」に、「仮理事」を「一時理事の職務を行うべき者」に改め、同条第二項第一号中「仮理事の選任を請求した」を「前項の請求をした」に改め、同項第二号中「役員職務を行う者がいないこと」を「理事が欠けたこと」に改める。

第三十八条第一項中「第七十三条第四項において準用する民法第八十三条」を「第七十二条の十八の十」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

秋田県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十二号

秋田県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則

(秋田県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第一条 秋田県屋外広告物条例施行規則(昭和四十九年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「法人(民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立されたものに限る。)」を「一般

社団法人又は一般財団法人」に改める。

(秋田県空港管理条例施行規則の一部改正)

第二条 秋田県空港管理条例施行規則(昭和五十六年秋田県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「又は寄附行為」を削る。

(建築士法施行細則の一部改正)

第三条 建築士法施行細則(昭和二十五年秋田県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

告 示

秋田県告示第四百九十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百十七号)第十二条第七項の規定により産業廃棄物処理計画が提出され、及び同条第八項の規定により産業廃棄物処理計画実施状況の報告があったので、同条第九項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十年十一月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

「次のとおり」は省略し、関係書類を縦覧に供する。

一 縦覧に供する書類の名称 産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書

二 縦覧期間 平成二十年十一月二十一日から平成二十一年十一月二十日まで

三 縦覧場所 生活環境文化部環境整備課

秋田県告示第四百九十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百十七号)第十二条の二第八項の規定により特別管理産業廃棄物処理計画が提出され、及び同条第九項の規定により特別管理産業廃棄物処理計画実施状況の報告があったので、同条第十項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十年十一月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

「次のとおり」は省略し、関係書類を縦覧に供する。

一 縦覧に供する書類の名称 特別管理産業廃棄物処理計画書及び特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

二 縦覧期間 平成二十年十一月二十一日から平成二十一年十一月

月二十日まで

三 縦覧場所 生活環境文化部環境整備課

秋田県告示第五百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年十一月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
			本庄西仙北角館線	A	大仙市杉山田字後田一二六番一地从上野台一七三番九まで	一四・〇〇〇〇〜四二・二〇〇	〇・七二九
				B	大仙市杉山田字坂ノ下一六番一地从上野五一番一地从先まで	九・〇〇〇〇〜一九・〇〇〇	〇・五六二
			本庄西仙北角館線		大仙市杉山田字後田一二六番一地从上野台一七三番九まで	一四・〇〇〇〇〜四二・二〇〇	〇・七二九

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成二十年十一月二十一日から同年十二月四日まで

秋田県告示第五百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年十一月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
			秋田昭和解線		秋田市飯島字薬師田一一六番地先から前田表二七四番一地从先まで	二四・〇〇〇〇	〇・八五二
					秋田昭和解線	〃	二四・〇〇〇〇〜四三・五〇〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成二十年十一月二十一日から同年十二月四日まで

秋田県告示第五百二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。

平成二十年十一月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
由利本荘市石脇字竜巻十二番地の五十七 株式会社 石川工務店 代表取締役 石川 堅 治	由利本荘市石脇字山ノ神十一番千二百七十 七、十一番千二百七十八、十一番千二百七十	十七・〇九メートル	六・〇〇メートル	平成二十年十一月十二日

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十年十一月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日

平成二十年十一月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あきたサイクリングタウン推進協議会

三 代表者の氏名

黒 崎 一 紀

四 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市雄和椿川字長者屋敷四十八番地八

五 定款に記載された目的

この法人は、秋田県に居住する人々や、行政、各種機関・組織に対して、「あきたサイクリングタウン構想」の実現のための調査・研究・提案などに関する事業を行い、全国のサイクリングとの交流をはじめ、人口減少の秋田県を活性化するためのまちづくりを推進し、県民が安心して、また夢を持って暮らせる社会の構築に寄与することを目的とする。

県有財産の売払について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十年十一月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所在地	地目等	面積(㎡)	予定価格(円)
一	北秋田市鷹巣字木屋敷三三番一	宅 地	四、五〇九・一三三	二九、三〇九、〇〇〇
二	横手市婦気大堤字下久保一六番	宅 地	一、一六五・七二	一八、四〇〇、〇〇〇

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
一	北秋田地域振興局総務企画部総務課 総務・出納班 (電話) 〇一八六一六二一一二五	平成二十年十一月二十一日(金)から同年十二月十日(水)まで (日曜日、土曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで
二	平鹿地域振興局総務企画部総務課 総務・出納班 (電話) 〇一八二一三二一一二九四	平成二十年十一月二十一日(金)から同年十二月十一日(木)まで (日曜日、土曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
一	北秋田地域振興局第二会議室	平成二十年十二月十一日(木)午後一時三十分
二	平鹿地域振興局大会議室	平成二十年十二月十二日(金)午前十一時

四 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第百六十七條の四の規定に該当する者を除く。)

五 入札参加申込みに必要な書類等

(一) 個人の場合
印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
(二) 法人の場合
法人の登記事項証明書
入札保証金に関する事項

六 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十六條に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

八 予定価格

秋田県財務規則附則第七項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

九 その他

詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課(電話〇一八一八六〇一二七三六)に照会のこと。

正 誤

平成二十年十一月十四日(第二〇三〇号)掲載の告示(印刷誤り)

ページ	段	行	誤	正
一	下	三十三	秋田県告示第四百七十四号	秋田県告示第四百七十八号
三	上	三十三	秋田県告示第四百七十五号	秋田県告示第四百七十九号
六	中	二十一	秋田県告示第四百七十六号	秋田県告示第四百八十号
七	上	終りから二	秋田県告示第四百七十七号	秋田県告示第四百八十一号
七	上	十四	秋田県告示第四百七十八号	秋田県告示第四百八十二号
七	上	二十九	秋田県告示第四百七十九号	秋田県告示第四百八十三号
七	中	二十七	秋田県告示第四百八十号	秋田県告示第四百八十四号
七	下	二十五	秋田県告示第四百八十一号	秋田県告示第四百八十五号
八	上	十一	秋田県告示第四百八十二号	秋田県告示第四百八十六号

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄